

関税率表解説改正

新	旧
<p>25.06 石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)</p> <p>2506.10 - 石英 <u>2506.20 - けい岩</u></p> <p>(省略)</p>	<p>25.06 石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)</p> <p>2506.10 - 石英 <u>- けい岩</u> <u>2506.21 - 粗のもの及び粗削りしたもの</u> <u>2506.29 - その他のもの</u></p> <p>(省略)</p>
<p>25.08 その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナスアース</p> <p>2508.10 - ベントナイト (削除)</p> <p>2508.30 - 耐火粘土 2508.40 - その他の粘土 2508.50 - アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト 2508.60 - ムライト 2508.70 - シャモット及びダイナスアース</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 2508.10 2508.10号は、ナトリウムベントナイト(膨潤ベントナイト)及びカルシウムベントナイト(非膨潤ベントナイト)を含む。 (削除)</p> <p>2508.30 2508.30号は、カオリンを主体とする粘土(これらのあるものは耐火粘土である。)を含まない。これらの粘土は25.07項に分類する。</p>	<p>25.08 その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナスアース</p> <p>2508.10 - ベントナイト <u>2508.20 - デカラライジングアース及びフーラーズアース</u> 2508.30 - 耐火粘土 2508.40 - その他の粘土 2508.50 - アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト 2508.60 - ムライト 2508.70 - シャモット及びダイナスアース</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 2508.10 2508.10号は、ナトリウムベントナイト(膨潤ベントナイト)及びカルシウムベントナイト(非膨潤ベントナイト)を含む。 <u>2508.20</u> <u>2508.20号は、2508.10号のベントナイトを除き、吸着性のために使用されるアタパルジャイト粘土その他の粘土を含む。</u> 2508.30 2508.30号は、カオリンを主体とする粘土(これらのあるものは耐火粘土である。)を含まない。これらの粘土は25.07項に分類する。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>25.09 白垩 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) ステアタイト又はタルク (時には "French chalk" 又は "Venice chalk" として知られている。) (25.26)</p> <p>(c) ~ (g) (省略)</p>	<p>25.09 白垩 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) ステアタイト又はタルク (時には "French chalk" 又は "Venice chalk" として知られている。) (25.06)</p> <p>(c) ~ (g) (省略)</p>
<p>25.13 コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料 (天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミストーン及びエメリー <u>2513.10 - パミストーン</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2513.20 - エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料 (省略)</p>	<p>25.13 コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料 (天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミストーン及びエメリー <u>- パミストーン</u> <u>2513.11 - - 粗のもの及び不規則な形状のもの (破碎したもの (ビムスキー) を含む。)</u> <u>2513.19 - - その他のもの</u> 2513.20 - エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料 (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>25.16 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） - 花こう岩 2516.11 - - 粗のもの及び粗削りしたもの 2516.12 - - のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの <u>2516.20 - 砂岩</u> (削除) (削除) 2516.90 - その他の石碑用又は建築用の岩石 (省略)</p> <p>号の解説 2516.11 2515.11号解説参照 2516.12 2515.12号解説参照</p>	<p>25.16 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。） - 花こう岩 2516.11 - - 粗のもの及び粗削りしたもの 2516.12 - - のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの <u>- 砂岩</u> <u>2516.21 - - 粗のもの及び粗削りしたもの</u> <u>2516.22 - - のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの</u> 2516.90 - その他の石碑用又は建築用の岩石 (省略)</p> <p>号の解説 2516.11及び2516.21 2515.11号解説参照 2516.12及び2516.22 2515.12号解説参照</p>
<p>25.24 石綿 <u>2524.10 - クロシドライト</u> <u>2524.90 - その他のもの</u> (省略)</p>	<p>25.24 石綿 (新規) (新規) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>25.29 長石、白榴(りゅう)石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 (省 略)</p> <p>長石 (feldspar)、白榴 (りゅう) 石 (leucite)、ネフェリン (nepheline、霞石) 及びネフェリンサイアナイト (nepheline syenite、霞石閃長岩) は、アルミニウムとアルカリ金属又はアルカリ土類金属とのけい酸錯塩である。これらは、窯業のフラックスとして使用する。 この項には、長石質の砂を含まない (25.05)。</p> <p>(省 略)</p>	<p>25.29 長石、白榴(りゅう)石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 (省 略)</p> <p>長石 (feldspar)、白榴 (りゅう) 石 (leucite)、ネフェリン (nepheline、霞石) 及びネフェリンサイアナイト (nepheline syenite、霞石閃長岩) は、アルミニウムとアルカリ金属又はアルカリ土類金属とのけい酸錯塩である。これらは、窯業のフラックスとして使用する。 この項には、長石質の砂を含まない (25.05)。</p> <p>(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 26 類 鉱石、スラグ及び灰	第 26 類 鉱石、スラグ及び灰
<p>注</p> <p>1 ~ 2 (省 略)</p> <p>3 第26.20項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、 灰及び残留物 (第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含ま ない。)</p> <p>(b) 硒(ひ)素を含有するスラグ、灰及び残留物で、硒(ひ)素若しくは金属の抽 出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの (金属を含有するかしな いかを問わない。)</p> <p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 硒(ひ)素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物 で、硒(ひ)素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用す る種類のものは、第2620.60号に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>注</p> <p>1 ~ 2 (省 略)</p> <p>3 第26.20項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残 留物 (第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。)</p> <p>(b) 硒(ひ)素を含有する灰及び残留物で、硒(ひ)素若しくは金属の抽出又はこ れらの化合物の製造原料に使用する種類のもの (金属を含有するかしないかを問 わない。)</p> <p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 硒(ひ)素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、硒(ひ) 素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類の ものは、第2620.60号に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>26.20 <u>スラグ、灰及び残留物（金属、砒（ひ）素又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</u> (省略)</p> <p>この項には、<u>金属、砒（ひ）素（金属を含有するかしないかを問わない。）又はこれらの化合物を含有するスラグ、灰及び残留物（26.18項、26.19項又は71.12項のものを除く。）</u>で、工業的に砒（ひ）素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものを含む。これらは、鉱石若しくは金属製錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（14部又は15部）。他方、非鉄金属の機械加工によって生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 亜鉛、鉛又は銅の製錬の際に生ずる<u>スラグ、灰及び残留物</u>：水銀を多く含有し、酸化物、硫化物又は他の金属とのアマルガムの形で通常存在する。</p> <p>。</p> <p>(13) アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有する<u>スラグ、灰及び残留物</u>：一般に、これらの金属を含有する物品の加工（例えば、加熱処理）の際に生ずる廃棄物である。</p> <p>(省略)</p>	<p>26.20 <u>灰及び残留物（砒（ひ）素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）</u> (省略)</p> <p>この項には、<u>砒（ひ）素（金属を含有するかしないかを問わない。）、金属又はこれらの化合物を含有する灰及び残留物（26.18項、26.19項又は71.12項のものを除く。）</u>で、工業的に砒（ひ）素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものを含む。これらは、鉱石若しくは金属製錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（14部又は15部）。他方、非鉄金属の機械加工によって生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 亜鉛、鉛又は銅の製錬の際に生ずる<u>灰及び残留物</u>：水銀を多く含有し、酸化物、硫化物又は他の金属とのアマルガムの形で通常存在する。</p> <p>。</p> <p>(13) アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有する<u>灰及び残留物</u>：一般に、これらの金属を含有する物品の加工（例えば、加熱処理）の際に生ずる廃棄物である。</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>26.21 その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>（5）都市廃棄物の焼却の際に生じた灰及び残留物（38類注4参照）：クリンカーとある種の有害金属（例えば、鉛）との混合物であることが多く、一般に、骨材の代替品としてゴミ埋め立て地の上の仮設道路建設に使用される。このタイプの灰及び残留物は、金属又は金属化合物が回収できるほどの量の金属は含有していない。</p>	<p>26.21 その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物</p> <p>（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>（5）都市廃棄物の焼却の際に生じた灰及び残留物（38類注3参照）：クリンカーとある種の有害金属（例えば、鉛）との混合物であることが多く、一般に、骨材の代替品としてゴミ埋め立て地の上の仮設道路建設に使用される。このタイプの灰及び残留物は、金属又は金属化合物が回収できるほどの量の金属は含有していない。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (省略)</p>	<p>第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (省略)</p>
<p>号注 1 ~ 2 (省略) 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 4 (省略)</p>	<p>号注 1 ~ 2 (省略) 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 4 (省略)</p>
<p>27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの 2707.10 - ベンゾール(ベンゼン) 2707.20 - トルオール(トルエン) 2707.30 - キシロール(キシレン) 2707.40 - ナフタレン 2707.50 - その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 86の方法による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの (削除) - その他のもの 2707.91 - - クレオソート油 2707.99 - - その他のもの</p>	<p>27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの 2707.10 - ベンゾール(ベンゼン) 2707.20 - トルオール(トルエン) 2707.30 - キシロール(キシレン) 2707.40 - ナフタレン 2707.50 - その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 86の方法による温度250度における減失量加算留出容量が全容量の65%以上のもの 2707.60 - フェノール - その他のもの 2707.91 - - クレオソート油 2707.99 - - その他のもの</p>
(省略)	(省略)